

軽井沢町多世代同居支援補助金の手続きについて

①交付申請

補助の種類に応じた【補助金交付申請書（様式第1号の1・様式第1号の2・様式第1号の3）】に必要な書類を添えて、町総合政策課へ提出してください。

※リフォーム工事と引越しについては、実施する前に申請してください。町からの補助金交付決定通知書を受け取る前に、リフォーム工事の着工や引越しを実施した場合は、補助金を交付できませんので、ご注意ください。

（町の事務処理については、各課審査のため3週間程度かかります）

- ・町で申請書類を審査し、交付決定の場合は、町から【補助金交付決定通知書】をお送りします。（不交付決定の場合は、町から【補助金不交付決定通知書】をお送りします。）



②事業実施

補助金交付決定通知書を受領後、申請した年度内に事業が完了するように実施してください。

なお、リフォーム工事については、実績報告時にリフォーム前後の状況が見比べられる写真を提出していただきますので、リフォーム前の写真撮影を必ず行ってください。



③実績報告

事業完了後、30日以内に補助の種類に応じた【補助金実績報告書（様式第5号の1・様式第5号の2・様式第5号の3）】に必要な書類を添えて、町総合政策課へ提出してください。

町で実績報告書類を審査し、適正と認めた場合は、町から【補助金確定通知書】をお送りします。



④交付請求

補助金確定通知書を受領後、【補助金交付請求書（様式第7号）】を町総合政策課へ提出してください。



⑤補助金振込

町で補助金交付請求書の内容を確認し、補助金を指定口座に振り込みます。
なお、補助金の振込予定日は、請求日から30日以内となります。